

2021年4月1日

各位

伊藤忠リーテイルリンク株式会社

次世代育成支援対策推進法の基づく一般事業主行動計画の策定について

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律として2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

当社では、法律に基づき一般事業主行動計画を策定し、労働者が仕事と子育てを両立できる環境の整備に継続して取り組んでまいります。

伊藤忠リーテイルリンク株式会社の行動計画

【1】 計画期間：2021年4月1日～2023年3月31日までの2年間

【2】 計画内容

①所定外労働削減のための措置

- ・ノー残業デーの継続
- ・所定外労働の検証及び改善策報告

②年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・夏季休暇、冬季休暇、アニバーサリー休暇の推進継続

③育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施

- ・9歳までの育児時短制度の継続

④男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

- ・制度の周知と風土改革

⑤子供の看護休暇について、時間単位で取得できるよう、より利用しやすい制度の導入

- ・勤怠システムを利用した申請の導入